

得する!!

ご存知ですか？

「IT投資促進税制」

拡大した減税措置

全ての企業が行う自社利用のIT投資に対して、10%の税額控除と取得資産の50%の特別償却のどちらかを自由に選び、適用できます。

対象機器が拡大 ソフトもOK

減税対象となるハードウェアが拡充され、更にソフトウェアも対象となりました。

※下記参照



中小企業は リースも対象

資本金 3 億円以下の企業に関しては税額控除の対象にリースも含めます。

控除額=リース料金総額×60%×10%)

つまり・・・

これまでの各種投資減税に比べて、対象企業も対象投資内容も減税の幅も全て大きく拡充されています。

だから、経営革新を行っていくために
IT投資を決断するチャンスです。

IT促進税制の適用対象投資

	買取り	事業年度内の 取得価額合計	リース	リース費用の 総額の合計額
ハード				
資本金	3億円超	600万円以上	—	—
	3億円以下	140万円以上	200万円以上	—
ソフト				
資本金	3億円超	600万円以上	—	—
	3億円以下	70万円以上	100万円以上	—

減税の対象となるIT投資

デジタル複写機/ファクシミリ/電子計算機/
ICカード利用設備/デジタル放送受信設備/
インターネット電話設備/ルーター・スイッチ/
デジタル回線接続装置 ソフトウェア

例えば、資本金3億円以下の企業が
計300万円のハードと、計100万円のソフトを買取り、
税額控除を適用した場合

(300万円×10%) + (100万円×10%)
=30万円+10万円

=導入年度に40万円の節税効果!!



「IT投資促進税制」とは？

企業のITネットワーク投資の促進を目的に、ハード・ソフトの両面から支援するために創設されたもの。政府は6000億円規模の減税効果を見込んでいる。また、目先の投資意欲を刺激するだけでなく、IT投資による企業の経営革新を促進しようという戦略的な狙いも背景にある。

従来のIT投資減税では中小企業のハード投資にのみ7%の税額控除が認められていたが、これと比べると大きく踏み込んだ措置が取られている。資産の適用範囲もソフトウェアやルータといったネットワーク機器などにも広がっている。

本税制のポイント

1. 中小企業から大企業まで、すべての企業 業種が対象
2. ソフトウェアが対象とされ、ハードの対象機器も拡大
3. 従来の投資減税と比べ、内容が大幅に拡充
4. 資本金3億円以下の企業は、リースも税額控除の対象
5. 税額控除、特別償却を企業が自由に選択可能

チラシ面(1枚目)の補足

・IT関連設備の取得期間は2003年1月1日から2006年3月31日まで。
減税措置は、2003年4月1日以降に終了する事業年度から適用される。

・税額控除は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度を超過した額については1年間の繰り越しが認められる。

・事業年度末までに購入またはリース契約の実行をただけでは認められない。あくまで「稼働」することが要件となるため、事業年度内に「稼働」した事実を証明するものが必要。

特別償却と税額控除の特徴

	特 長	留意点
特別償却 (買取のみ)	・投資年度の減税効果が大きい。 ・通常の減価償却費に加えて経費として計上できるため、資金繰りに余裕を持たせることができる。	・投資年度の減税額と同額が翌年以降に課税されるため、トータルとしての節税効果はない。 (納税を繰り延べることができるということ)
税額控除	・投資年度の法人税納税額をIT投資額の10%分、純粋に節税出来る。	・特別償却を適用した場合に比べ、投資年度の減税効果は小さい。

本制度を利用される場合は、会計士または税理士にご相談ください。